

第二種社会福祉事業【無料低額宿泊所】開始届

年 月 日

寝屋川市長 様

〔施設設置者〕

所在地

名称

代表者

社会福祉住居施設を設置する第二種社会福祉事業を開始するにあたり、社会福祉法第68条の2の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1. 施設の名称及び種類

フリガナ			
施設の名称			
施設の所在地		〒 - ビルの名称等	
連絡先	電話番号		FAX 番号
	Email		
種類		社会福祉法第2条第3項第8号に規定する事業（無料低額宿泊所） ※（サテライト型住居の設置 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり→ 別添9）	

※ サテライト型住居の施行は令和4年4月1日であるため、それまでの間はこの項目は使用しない。

2. 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況

法人等の名称			
主たる事務所の所在地		〒 - ビルの名称等	
連絡先	電話番号		FAX 番号
	Email		
届出時における法人等の 経歴・資産状況		別添1のとおり	
代表者	職名		氏名

3. 条例、定款その他の基本約款

届出時における法人の定款等	別添2のとおり
当該事業の実施を規定している条項	第 条

4. 建物その他の設備の規模及び構造

利用定員	名
構造	造 階建 (うち、当該施設として使用する部分 階部分の 全部・一部 )
敷地面積	m <sup>2</sup>
総床面積	m <sup>2</sup> (内、当該施設に使用する部分：専用 m <sup>2</sup> 、共用 m <sup>2</sup> )
建築年月日	年 月 竣工
建物の平面図	別添3のとおり
当該事業に使用する設備の有無 (有する設備に☑)	<input type="checkbox"/> 居室（詳細は別添4のとおり） <input type="checkbox"/> 炊事設備 <input type="checkbox"/> 洗面所 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 洗濯室又は洗濯場 <input type="checkbox"/> 共用室 <input type="checkbox"/> 相談室 <input type="checkbox"/> 食堂 <input type="checkbox"/> その他（ ）
土地及び建物の使用に関する権利	別添5のとおり

5. 事業開始の年月日

年 月 日
-------

6. 施設の管理者および実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴

施設の管理者（施設長）	職名 フリガナ 氏名 (経歴は別添6のとおり)
幹部職員 (施設長とは別に幹部職員を 配置する場合のみ記載する)	職名 フリガナ 氏名 (経歴は別添6のとおり)

7. 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

運営の方針	
処遇に関すること	別添7のとおり
運営規程等	別添8のとおり

**【添付書類】**

- 別添1-1 届出時における法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- 別添1-2 届出年度前3年度分の事業報告・決算書類
- 別添1-3 届出時における役員等名簿（参考様式第1号）
- 別添1-4 代表者誓約書（参考様式第2号）
- 別添2 届出時における法人の定款
- 別添3 平面図（各部屋の広さや長さが分かる図面）
- 別添4 居室面積・使用料（家賃）一覧（参考様式第3号）
- 別添5 登記簿謄本、借地契約書、建物賃貸借契約書等  
（土地・建物の権利関係を明らかにすることができる書類）
- 別添6 経歴申告書（参考様式第4号）
- 別添7 入居者に対する処遇に関する項目（参考様式第5号）
- 別添8-1 運営規程
- 別添8-2 金銭管理規程（金銭管理を実施する場合のみ）
- 別添8-3 事業開始時における契約書（居室利用・サービス利用）・重要事項説明書
- 別添8-4 事業開始時における契約書（金銭管理）（金銭管理を実施する場合のみ）
- 別添9 サテライト型住居の名称、建物その他の設備の規模及び構造、福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

**【その他、必要に応じて添付が必要となる書類】**

- 配置図（建物の配置や敷地との位置関係が分かる図面）
- 案内図（最寄駅から事業所までの地図）
- 設備・備品等一覧、写真
- 建築基準法関係規定の対応状況が確認できるもの  
（建築確認済証、検査済証、建築基準担当部署の直近の指導状況など）
- 消防法関係規定の対応状況が確認できるもの  
（直近の消防用設備等点検結果報告書、消防法関係の各種届出書、消防担当部署の直近の指導状況など）
- 消防法に基づく防火対象物使用開始届書
- 資格証、研修修了証、実務経験証明書
- 損害賠償責任保険証書
- 改善計画書